

「公開草案の公表について」への意見の概要

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
公開草案の公表について			
1. 審議の背景			
(1) 内部統制の充実の必要性			
1	内部統制監査制度の必要性について	証券取引法上のディスクロージャーの信頼性の確保が喫緊の課題ならば、まずは、財務諸表監査の範囲内で内部統制評価の充実を図るべき。	× 財務諸表監査は、財務諸表の表示の適正性を監査対象とし、そこで内部統制の評価は、監査手続の決定のために行われるものと考えられる。本基準においては、内部統制の評価についての検証を行うために内部統制監査の導入が必要とされたものである。
2		新たな制度の創設を唯一の手段として検討を進めるのではなく、財務諸表監査制度の見直しや、会社代表者による「確認書」の活用促進も含め、幅広く議論を行うべき。	× 「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」基準の設定は「確認書」の活用を促進する観点からも位置づけられている。
3	「コーポレートガバナンス」規定の規則化	上場会社に関しては、投資家保護の見地から、商法よりも厳格な要件を規定することが望まれる。米国に見られるように（監査役、取締役、内部監査等々の要件を）証券取引所による規則に規定することも検討されたい。	× 本基準の検討の対象外であると考えられる。

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
(2) 審議の経過と本基準の位置付け			
4	議論の進め方について	<p>全体に亘って、今回の草案を導く視点が、監査を行う側に偏りすぎており、以下などの議論を発展させることが不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者の側からの視点のリスク・アプローチ ・ 投資家側から見たリスク評価のための材料提供 	<p>※ 経営者による評価の過程で実施する「トップダウン型のリスク・アプローチ」の手法という論点については、実施基準で検討する。</p> <p>× 「リスク評価のための材料提供」については、「事業等のリスク」などの開示等で対応すべきものと考えられる。</p>
5	法規制とＩＴ活用等に関する意見	<p>法規制には諸外国に配慮した融通の利くものを、リスク管理はその国の統制環境を踏まえた独自のものをと切り分けるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法規制については、会社法や証券取引法の見直しという面での動きと、草案の動きとで整合性が取れなければ、部分最適で議論された結果を企業の経営者は突きつけられることになる。 ・ COSO フレームワークの導入はごく常識的なところに止めて、本部会では法制化のあるべき姿を中心に論じるべきではないか。 	<p>× 本基準は、諸外国における内部統制の基準等の内容を検討した上で、会社法との整合性にも留意して作成したものである。また、ミニマムスタンダードを念頭に置いたフレームワークとなっていると考える。</p> <p>○ 「I. 内部統制の基本的枠組み」と会社法の「内部統制システム」との関係は、公表文に記載する。</p>

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
6		日本独自の取り組みとしては、ITを活用した「COSOフレームワークを具体化したプロセス構築の仕組み」を議論していくべき。	※ ITを利用した内部統制の全般的な整備及び運用については、実施基準で検討する。
7		中小企業のIT評価の仕組みとして、(ITの評価をCMM的に段階評価する簡便な手法である) COBITの導入を推進していただきたい。	※ IT評価のフレームワークの利用については、実施基準で検討する。
8		内閣府令による「確認書」について、「財務報告に係る内部統制」の新制度が導入された場合の位置付けが不明確なので、明らかにして欲しい。	× 制度面での検討の過程で検討されることになるものと考える。
9		内部統制報告書と、内閣府令に基づく確認書に記載する内部管理体制の確認事項との関係を明確にしていただきたい。	
2. 基準の構成等			
10	用語について	日本公認会計士協会の委員会報告で先行導入されたテクニカル・ターム（例：重大な欠陥）については、改訂のための事務コストや実務上の混乱・誤解を避けるため、可能な限り、企業会計審議会においても尊重していただけることを希望する。	× 他の指針等、先行導入されているテクニカル・タームも検討しつつ、草案を作成している。
11		「経営者」「統制上の要点」「重大な不備」「重要な欠陥」等の意味や訳語についても、米国企業改革法対応実務や公認会計士協会などで用いられる一般的な訳語と整合性を保つようにすべき。	
12		草案では「重大」は(significant)の訳、「重要」は(material)の訳としていることから考えると「重大な虚偽の表示」(5頁、(4)	○ 従来の「監査基準」「中間監査基準」と 及び「監査証明府令」(4条3項2、

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
		①) は「重要な虚偽の表示」とすべきでは。	同条7項2)においては「重要な虚偽の表示」という表現を用いており、これに倣うこととしている。
13		「重要な欠陥」という用語は日本語として不適切。国語辞典によれば、「重要」は、「非常にたいせつで必要なようす。」あるいは「基本であって、欠くことができないほどたいせつであること。」と定義されている。たとえば「重大な欠陥」に修正すべきである。	× 「Material weakness = 重要な欠陥」という用語が一般的になっていると考える。
14	基本的枠組みの位置付けについて	公表文では「基本的枠組みとは、…内部統制それ自体」としているが、本文（I. 冒頭）では「本枠組みは、経営者による <u>財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準…</u> の前提となる内部統制の概念的な枠組みを示す」とあり、財務報告の側面が強調されている。枠組みそのものは内部統制全体を対象とする位置付けなのかを整理し、明確にすべき。	× 「I.」は全般的な内部統制、「II.」は財務報告に係る内部統制を対象とする点は、I. 及びII. 1. の冒頭に示している。
15		I. 1. (2) で基本的要素の解説として示されている（注）がすべて財務報告の信頼性に絞られた内容となっており、日本の内部統制の基本的要素の定義としてはあまりに視野を狭めるものではないかと懸念。事例や（注）においては「財務報告」に限定しない「内部統制の基本的要素」の事例と、評価及び監査の対象となる「財務報告の信頼性に関して」の事例と位置付けが記載されることが望まれる。	× 基本的枠組みは、「 <u>財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準…</u> の前提となる内部統制の概念的な枠組みを示す」（「I.」冒頭）もので、（注）もこの趣旨に沿って挿入したものである。

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
16		「内部統制の基本的枠組み」という表題になっているが、「財務報告に係る」内部統制の基本的枠組みといった点を明らかにすべき。	× 「I.」は全般的な内部統制、「II.」は財務報告に係る内部統制を対象とする点は、I. 及び II. 1. の冒頭に示している。
17	内部統制の評価と監査の関係	本来、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制の整備と評価は経営者や企業自身が確実に実施することが重要であり、外部監査人による検証等の作業は経営者による評価の信頼性を担保するために行われるという位置付けを明確にすべき。	× ご指摘の趣旨は、公表文に記載されている。
3. 本基準の主な内容等			
(2) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告			
18	総論	(基準として範囲を)「財務報告」に限定せずに、コンプライアンス、開示、業務の有効性と効率性、リスク管理といった内部統制の他の領域も視野に入れ、ミニマムの要件を提示するべきではないか。	× この基本的枠組みは、ディスクロージャーの信頼性の確保を念頭に「 <u>財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準</u> …の前提となる内部統制の概念的な枠組み」を示すこととしている。「内部統制の他の領域」への取り組みは、企業の自主性に委ねるべきものと考える。
(3) 財務報告に係る内部統制の監査			
19	総論	経営者の行う財務報告に係る内部統制の評価という間接的なものについて監査という高い水準の「保証」を与えることになるが、利用者は(財務報告自体の適正性と)監査対象の違いを区分でき	○ 財務諸表監査と内部統制監査の対象の相違について注意を促すべく、公表文に書き込むことを検討する。

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
		ないと考える。	
20		会計監査は財務書類の「表示」「会計処理」「継続性」等の監査であり、長い歴史と経験があるが、内部統制の評価の監査は、経営者の行った「業務プロセス」の評価に対する監査であり、初めての経験。また、対象が著しく異なる点に注意すべき。	
21		会計監査が対象とする「財務報告の適正性」は対象が客観的といえるが、内部統制の評価の監査は「内部統制の目的」という必ずしも客観的にとらえられない複雑な対象と思える。	× 監査人の監査は、内部統制報告書が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果をすべての重要な点において適正に表示しているかについて意見を述べるものである。
22	「監査基準」との関係	本基準と現行の監査基準は、両者を統合して一つの基準とするか、「監査基準」を「財務諸表監査基準」(「監査報告書」を「財務諸表監査報告書」)に改定していくことも検討すべき。	× 本基準は、広義の監査の基準を構成するものと考えている。
(4) 公認会計士等による検証の水準とコスト負担の考慮			
23	総論	草案に盛り込まれたコスト抑制のための6つの方策を支持する。	-
24		内部統制監査制度を導入する場合には、企業の規模を問わず、評価・監査に係るコスト(事務量も含む)が決して過大なものとならないよう、一層の配慮を求める。	× ご指摘いただいた点等への配慮の観点から、公表文にある6つの方策を採用している。

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
25		過度の負担とならないための方策は①ー⑥に列挙されたものに限定される旨を明記して欲しい。「過度の負担」という文言が拡大解釈され、経営者の評価範囲や監査範囲に不当な制限が加えられる懸念がある。	× 経営者の評価範囲や監査範囲に「不当な制限」が加えられた場合には、当該事実を監査意見として表明することになるものと考える。
26		コスト負担の軽減に主眼が置かれては、監査人にとって監査に対する時間不足が生じ、監査の質の低下につながる恐れがある。	× ご指摘の点に関しては、「Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の監査」という共通の基準を作成し、監査人が「内部統制報告書が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果をすべての重要な点において適正に表示しているかについて意見を述べる」ための一定の水準を示していると考える。
27	内部統制の不備の区分	2分類することにより、不備の評価にかかる煩雑さを軽減できる余地はほとんどないと思料。特定した全ての不備について、単独で、および合計して財務諸表に与える影響を検討する必要があり、その作業そのものが主観的な判断を伴う困難なもの。	※ 不備を合計して重要な欠陥を判断する場合について、実施基準で検討する。
28		「重要な欠陥」の予備軍である不備は適切な者に報告されることになる(→Ⅲ. 3. (5))が、経営者としての是正措置等の時期が遅れることが懸念される。	※ 「不備の程度に応じて、誰に報告するのか」などの論点を、実施基準で検討する。

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
29	ダイレクト・レポーティングの不採用	ダイレクト・レポーティング不採用の方、監査人が自ら証拠を入手することとなっている。どのような実務を行うべきか(実務上の指針で)明示すべき。(→III. 1.)	※ 実施基準で検討する。
30		米国はダイレクト・レポーティングなのに、何故日本はインダイレクトなのか。いずれ批判を受けることにはならないか。	× 評価・監査に係るコスト負担が過大なものとならないよう、先行して制度が導入された米国における制度の運用状況等も検証してダイレクト・レポーティングを不採用としている。
31		監査人に、内部統制についても(直接)意見を述べさせればよいのではないか。	
32		財務諸表監査(試査前提)のための内部統制の検証(ダイレクト)は監査人にとって必須の手続。折角、ダイレクトに行っているにもかかわらずインダイレクトのレポーティングをさせる理由はないと考える。	× 財務諸表監査での内部統制の検証は、監査手続の決定のために行われるものであり、目的を異にしている。
33		インダイレクト方式をとることによって、かえって複雑煩瑣な制度になってしまうのではないか。この点が(制度上の)最大の問題点。	※ 監査上の重要な論点や手続について明確化を図るべく、実施基準で検討する。
34		経営者による自己評価は客観的で的確・適正な評価がきわめて困難であることは周知の事実。(インダイレクト方式では)監査人は内部統制に関して、どれほど客観的で的確・適正な判断が可能なのか甚だ疑問。	

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
35		<p>以下の理由により、十分かつ適切な監査証拠（の収集作業）を軽減できないのではないかと危惧する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が整備・運用状況が悪い領域を意図的に評価範囲から除外した場合、監査人は「重要な欠陥」を看過することになるのではないか。 ・ 財務諸表監査目的で実施した作業で、経営者の評価対象外とした内部統制から不備を発見した場合、追加手続を設計することもある。 ・ 「経営者の内部統制の有効性についての評価結果」に対する意見表明のために入手すべき監査証拠と、「内部統制の有効性」に対する意見表明のために入手すべき監査証拠には、同じ監査という保証水準で行う限り、差は生じないと考える。 	<p>× 監査人は、内部統制の有効性そのものを検証するわけではなく、経営者が行った評価の妥当性を検証することになる。すなわち、自ら直接に内部統制の有効性に関する監査証拠を最初から収集するではなく、経営者が行った評価手続や評価結果の妥当性を、その記録を元に検証することになるものと考えられ、証拠収集作業は軽減できるものと考えられる。</p>
36		監査人の作業が軽減される余地が本当にあるならば、それ（監査範囲、監査証拠など）を具体的に実務指針等で示す必要がある。	※ 評価作業については、米国での反省点を踏まえ、リスク・アプローチによる評価範囲の決定、重要性の判断指針など、重要な論点を実施基準で明確化することとしている。
37		ダイレクト・レポーティング不採用により、監査人の負担が軽減されるのは理解できるが、経営者が実施すべき文書化や評価作業が米国より軽減されるかどうかは（ここでは）明確ではない。	
38		企業側にどのような影響があるのか、監査アプローチはどのように違うのか検証し、補足説明していただきたい。	
39		<p>監査人自らが内部統制の有効性を直接確かめなければならない事態も起こりうるが、以下の懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人の実施する手続が不当に制限されないか。また、制限 	<p>× 実施すべき手続が不当に制限された場合には、当該事実を監査意見</p>

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
		<p>された場合に、内部統制の有効性を直接確かめなかつたこと等による監査人の責任は回避されるのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間接評価となっているが、限りなく直接評価に近いものになって、企業側に大きな負担をもたらすのではないか 	<p>として表明することになるものと考える。</p> <p>× 実施基準により（リスク・アプローチを含めた）手続の明確化を行い、また、重要な欠陥等の概念の明確化を行うこと等で、現場の混乱を極力避け、かつ、負担の軽減を図ることとしている。</p>
40	監査報告書の一体的作成	「原則として」とはどのような例外を想定しているのか。東京証券取引所に上場している米国企業（で米国で結合監査報告書を出していた会社）が2004年12月期に監査報告書を提出する際にわざわざ発行しなおした（二度手間の）例もある。なぜ、原則として、財務監査報告書と合わせることとするのか。	<p>※ 必要に応じて、実施基準で検討することとしている。</p>
41	「監査」の水準	<p>本来であれば「レビュー」が望ましい。</p> <p>「監査」の名称にとらわれず、コスト負担を軽減し、効率性を追及した実務が行われるべき。</p>	<p>× ディスクロージャーの信頼性を確保するため、開示企業の内部統制の充実を図る方策が真剣に検討されるべきとの背景から、財務報告に係る内部統制の「監査」を想定している。</p>
42		財務諸表監査と同一の監査人が内部統制の検証を行うこと、また「レビュー」が採用されている国もあることから、検証業務の負担軽減のために「レビュー」とすることも可能であると考える。	
43		財務諸表「監査」と内部統制の「レビュー」の両立は十分可能で、相互に証拠も利用できるはずである。	

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
44		コスト負担及び効率性の追求の観点から考えるならば、監査という高い保証水準を求めるのではなく、レビュー等のより低い保証水準を求めるということも検討すべき。	
45		公認会計士は、従来の財務諸表監査に加え、財務報告のミニマム要件を満たしているかレビューの形式で検証を行うことが適当。それらの相当性については、監査役が監査することで良い。	
46		内部統制について、ミニマムの要件を超えるベストプラクティスないしベターのレベルについては、自治の範囲として自由裁量に委ねることが適当。	× ミニマムの要件を超えるレベルについては、ご指摘のとおりと考える。
47		コンプライアンスを中心とする財務報告以外の領域及び財務報告のミニマム要件を超える自治の範囲については、監査役が監査することで良いと考える。	× 財務報告以外の領域に対する「監査」については、個々の企業の自主性に委ねるべき事項と考える。
48	監査人と監査役・内部監査人との連携	「内部監査人の業務」は経営者による監査と同義と理解してよい。 (そうでないとしたら、経営者による監査の手足となる人は誰が担うのか。)	※ 企業の内部統制の評価体制、監査人による内部監査人等の作業の利用については、実施基準で検討する。
4. その他			
(1) 準備期間の確保			
49	制度の導入時期、等	一定の準備期間を考慮しつつも速やかに導入する必要がある。段階的導入の方法を検討することが望ましい。	○ 十分な準備期間が確保される必要があることを公表文に記載する。

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
50		米国の制度の定着状況も十分に見極める必要がある。少なくとも3年程度の準備期間（最短で2008年3月以降終了年度）を確保すべき。段階的な実施（例：任意適用→経営者評価の義務化→監査の義務化）の検討も必要。	
51		実務指針が示されてから初年度監査までには、最低で3年は準備期間が必要。	
52		実務指針の公表後少なくとも2年以上の準備期間が必要。	
53		当面は監査人による検証制度を任意適用とし、米国でも試行錯誤が続けられている現状に鑑み、米国の制度動向を考慮しつつ、我が国において内部統制の評価が企業実務として成熟することを待って強制適用とすることも検討すべき。	
54		公開草案にあるとおり、十分な準備期間が確保され、企業の実務対応・準備が円滑に行われるよう配慮いただきたい。	
55		連結ベースで行うことにより、国内外に対象会社を保有するグループ企業には、非常に重い負担になるため「十分な準備期間が確保」されるよう、是非配慮をお願いしたい。	
56		従来の会計監査理解を改め、経営者の内部統制の評価をも監査するという認識を持つための準備期間、段階的なルールの確立が必要。	
57		制度化の時期や今後の検討予定などのスケジュールについては、（内部統制の評価・監査の準備のため、可能な限り）早期に提示されることを要望する。	

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
58	(制度導入時の)企業の規模等への配慮	<p>企業の規模に配慮し、実務指針の充実や大企業による実務の定着をみた上で(制度を)段階的に導入することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国各市場の1、2部上場会社、JASDAQ、マザーズとヘラクレス及びその他が存在するが、これらを3段階程度に分類する。 ・ または、上場企業すべてに対して売上規模や従業員数で3段階に分類する。 ・ 市場参加者の規模等に応じて順次適用企業を拡大していくのも一案。 <p>いずれにしても、2008年以降、スライド式に導入適用していくことが考えられる。</p>	<p>○ 内部統制の構築は、企業規模等にかかわらず求められる一方で、個々の企業等が置かれた環境、事業の特性、事業規模等に応じて内部統制の構築の手法等が異なることが考えられるのではないか。この点につき、必要に応じて公表文に記載する。</p>
59		<p>以下の理由から、制度を段階的に導入することを支持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業規模によって求められる内部統制のレベルが異なる。(米国でも小規模上場企業の適用開始時期はさらに1年延期され、小規模企業向けのCOSOフレームワークが検討されている。) ・ 米国に比べ、日本の内部監査や内部統制評価に対する知識と経験の蓄積がまだ薄い。導入には周到な準備が必要。 ・ 米国では多くのCPAが監査法人から企業の財務経理・内部監査に移って行く背景がある。監査人の思考を理解する経営者や担当者が限られている日本の条件下では、米国以上の困難が予想される。 	

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
		<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表監査のリスク・アプローチを近年導入したばかりの日本のCPA側でも、(それより)さらに新しい内部統制のリスク・アプローチの対応が追いつかない懸念がある。 	
60		<p>基準設定の段階では、企業規模等への配慮は不要。ただし、実務指針作成の段階で中小企業版COSO内部統制モデル（公表予定）の内容を踏まえる必要があるものと思われる。</p>	
61		対象が公開企業であれば、企業規模への配慮は不要ではないか。	
62		「公開企業であれば企業規模等にかかわらず求められるものである。」との意見に対しては、新会社法で対象としている「大企業」の基準との整合性を図っていただきたい。	
63		<p>我が国においても、企業規模（売上高、総資産、等の定量的基準）、商法（会社法）上の企業区分や上場区分等に基づく一定の配慮が必要。かかる配慮の内容としては、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「内部統制の基本的枠組み」として求められる項目それぞれについての具体的な内容の区分 監査人による検証に求める保証水準の区分、等 	
64		新興企業がダイナミックな成長を妨げられることがないよう企業規模等への配慮を要望する。	
65		ベンチャー企業等では組織改革や業務フローの見直しは頻繁に行われ、また、中堅・中小企業のなかには、従業員数を必要最小限に抑え、総務、経理等の機能をアウトソーシングしている企業も存在する。これらの企業では「文書化」の負担は大きく、期末日	

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
		時点の内部統制の有効性の評価・監査人の意見表明が投資家に有用な情報を提供することになるのか疑問。内部統制監査制度を導入することは、費用対効果のバランスを著しく欠く。	
66		小規模会社版 COSO とその実務指針が我が国においても整備されると良い。	
67		新興市場上場企業には内部統制監査制度を導入せず、実体にあつた内部統制の評価のあり方を更に検討すべきである。	
68		適用対象範囲を明確化すべきである。 ・ 上場会社か、証券取引法適用会社か ・ 連結子会社が上場している場合に、あらためて当該上場子会社グループとしての評価が必要か ・ 年次評価のみか、半期報告書においても必要か(→ II. 3. (1)) ・ 連結ベースのみか、報告書提出会社(単体)の評価も要請されるのか	
69		この監査基準は、米国の企業改革法のように上場企業を対象とし、(証券市場の)投資家保護を目的としているのか、それとも、商法の適用を受ける全ての会社の監査において等しく適用されるものか明確にすべき。	

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
70		<p>公表文（1頁）に「開示企業」とあるが、制度の趣旨から、適用対象となる企業の範囲は「上場企業」又は「公開企業」とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業の子会社における重複監査等の問題を生じ、国民経済上非効率である。 ・ 証券取引法適用企業には、非上場の企業も存在するが、市場を通じて日々、証券の売買が行われているわけではない。コストをかけて内部統制監査を受ける必要性は低いので、適用対象から除外すべき。 	
71		上場子会社の取り扱い（親会社グループにおける評価・監査対象であれば、子会社グループでは評価・監査対象としなくてよい、等）についての実務指針が作成されることが望ましい。	
72		上場外国株式会社の取り扱いについても明確にすべき。	
(2) 実務指針の整備等			
73	総論	内部統制の評価・監査の実務を円滑に導入するため、（作業ステップごとの詳細な）ガイドラインが必要である。	※ 実施基準を作成することとしてはどうかと考える。
74		米国では監査基準（PCAOB 第2号）の解釈指針が監査法人間で統一されておらず、解釈にバラつきがある点が指摘されている。今後作成される実務指針は、できる限り詳細かつ明解に記述されるべき。	
75		企業の業態、体力に見合う当面の努力すべきゴールを経営者が決められる実務指針を示すことが大事。	

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
76		経営者による評価は(各社の実情に応じて対応すべきであり)普遍的な実務指針は不要と考えるが、監査の実務指針等は(際限なくコストが費やされる懸念もあることから)その整備が必要。	
77		どのような取り組みが経営者の評価といえるのかを示すガイドライン及び具体的な事例の提示が望まれる。	
78		内部統制を評価(運用状況のテスト)するための具体的な手続(具体的な例示、サンプリングの必要性、財務諸表監査との違いなど)を示す指針が望まれる。	
79		最初の段階からできるだけ具体的な指針を提示することが、作業やコストの軽減に結びつくと考える。	
80		基準をもう少し充実する必要がある反面、不必要的実務指針はなるべく作成しない方がよい。	
81		説明が(監査基準委員会報告などの)既存の文章にあるものは、それを参照するよう公表文に記載してはどうか。	× 既存の文章を参照しつつ、草案を作成している。
82		本基準は、内部統制の評価と監査の基準を定めるものであるが、このような内部統制の評価と監査とを的確に実施するためには、評価・監査の基準よりも構築・運用の基準の策定を優先することこそが必須。	※ 実施基準の作成時に考慮することを検討するとしてはどうかと考える。
83		具体的にどのような内部統制を構築し、これをどのように運用すべきかの基準なくしては、的確な評価・監査は覚束ない。	
84	商法(会社法)との関	新会社法で求められている「内部統制システム」の構築に関する決定・開示との関係を整理しておくことが必要。	○ 「I. 内部統制の基本的枠組み」と会社法における「内部統制シス

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
85	係	新会社法で求められている「内部統制システム」構築の基本方針の決定や開示に係る事項との具体的な関係については、基準自体に盛り込むことも検討すべき。	ム」との関係を公表文に記載する。
86		少なくとも、会社法の要求する取締役会で決定すべき事項（362条4項6号、416条1項1号ホ）とどのような関係にあるかを示すべき。	
87		新会社法で求められる取締役会で決議された内部統制の基本方針との関係についても触れるべき。	
88		第11回内部統制部会の資料4「会社法（商法）との関係について」の内容を草案でも記述し、一般の理解に資するべき。	
89	実務指針作成の進め方	（素案作りの段階から）企業を含めた適切な関係者が参加して行うべき。	※ 実施基準の作成時に考慮することとする。
90		検討内容を隨時公開し、実務家である産業界の意見を充分に聴取するべき。	
91		経緯を外部に広く公開しながら検討を進めていただきたい。	
92		（素案作りの段階から）企業を含めた適切な関係者が参加するとともに、適宜審議内容を公表していただきたい。	
93		監査する側と被監査企業との間で、実施に当たってのコンセンサスを得る議論を求めたい。（監査人が被監査企業に対して安易なベストプラクティスを押し付けることが予想されるため。）	

No.	論 点	コ メ ン ト (要 旨)	対 応 案
94	事例の記載	実務負担やコストの増大を回避するため、内部統制の整備状況の確認や改善の実施に活用できる具体的かつ豊富な事例が盛り込まれることを要望する。	※ 実施基準の作成時に考慮することとする。
95		内部統制の体制整備および内部統制の有効性の評価の範囲の決定に関して、実務上参考になる事例を用いた解説を盛り込んでいただきたい。	
96	業界団体自主ルール策定の必要性	内部統制に関するチェック項目の例示（実務指針）を作成して欲しい。これらのチェック項目の例示は、各業界団体でも（独自の指針を）策定できるように具体的な記述が望ましい。	※ 実施基準の作成時に考慮することとする。
97		特に「不正防止・発見」は、業界基準を設置することにより、開示が容易になり各企業の対策が促進されると同時に、負担が軽減される効果が大きいと思料。	
98		上記に加えて、「顧客要望・クレーム、取引先クレーム等」も通常の業界では、取締役会検証事項とすることを薦めて欲しい。	× 個々の業界の自主性に委ねるべき事項と考える。